

公立秋 - 720
平成29年2月23日

各所属所長 様

公立学校共済組合秋田支部
支部長 米田 進
(公印省略)

人事異動による組合員の共済貸付金の徴収嘱託制度について (通知)

このことについて、平成19年2月22日付け公立秋-1229により地方職員共済組合秋田県支部へ転出する場合に徴収嘱託制度の利用が可能でしたが、平成28年度末人事異動から秋田県市町村職員共済組合への転出者についても次のとおり利用が可能となりますので通知します。

については、今後、本通知により取り扱うとともに、該当する組合員に周知してください。

- 1 徴収嘱託の希望者は、異動発表後公立学校共済組合秋田支部まで連絡のうえ、徴収嘱託申出書を提出すること。
- 2 異動先が地方職員共済組合秋田県支部または秋田県市町村職員共済組合であること。
- 3 それ以外の共済組合（文部科学省共済組合等）に異動する借受人は従来通り即時償還すること。
該当者には残高証明書を交付するので、必要に応じて異動先の共済組合にて借替を行うこと。

「徴収嘱託制度とは」

公立学校共済組合を転出したとき、即時償還をすることなく引き続き給与から償還金の控除ができる制度です。

地方職員共済組合秋田県支部または秋田県市町村職員共済組合へ異動後、5年以内に公立学校共済組合への復帰が見込まれる職員が対象です。

(地方公務員等共済組合法第115条第4項関係)

公立学校共済組合秋田支部
担当 三澤
TEL 018-860-5221
FAX 018-860-5800